

佐賀県告示第 168 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 3 月 24 日から平成 27 年 4 月 23 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川 内巖木線	伊万里市波多津町馬蛤潟字午ノ木 5011 番 8 地先から 伊万里市波多津町馬蛤潟字午ノ木 4934 番 1 地先まで	平成 27. 3. 24
	伊万里市南波多町古川字抜ノ平 783 番 6 地先から 伊万里市南波多町古川字城名 623 番 1 地 先まで	〃
県道 喜内瀬鍋串 辻線	伊万里市波多津町辻字餅ノ木 431 番 3 地 先から 伊万里市波多津町辻字餅ノ木 431 番第 2 地先まで	〃
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町大黒川字光月 1054 番 2 地 先から 伊万里市黒川町大黒川字網ノ頭 1101 番 1 地先まで	〃
県道 八幡岳公園 線	伊万里市大川町東田代字和田 399 番 1 地 先から 伊万里市大川町東田代字筒江 205 番 1 地 先まで	〃